

平成30年9月12日

市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化等に向けたワーキンググループ  
提出資料（平成30年9月12日）

## 提 出 意 見

大阪府中央子ども家庭センター  
江 口 晋

### ○支援と介入の機能分化の在り方について

- ・現状の児童相談所に、役割として求められる機能としては（領域①）

まず①子どもの安心・安全を守る要として虐待問題への介入的機能の強化が求められ、結果、法的権限を持つ機関として、組織的な対応、業務の遂行体制が集中的に構築されてきた。

【既に発生している子ども虐待の発見、介入による迅速な子どもの安全確保】

また一方②家庭支援においては、福祉行政サービスの提供者としての支援的機能が求められてきたところ。

【家庭養育の修復支援】

子どもの最善の利益のために、子どもの心身の安全安心を守り、子どもの養育を脅かしてしまふ恐れがある場合、早期にその悪化を食い止め傷んだ養育等の修復を図ることが重要であり、介入指導的なアプローチと援助支援的なアプローチを併行して進めることが求められている。

- ・市町村（要対協）に主に求められる虐待防止の役割（領域②）

子ども虐待発生に至る危険性のある家庭養育など子ども虐待の発生予防、未然防止のための指導・支援が求められる。

児童相談所 【既に発生している子ども虐待の発見、介入による迅速な子どもの安全確保と家庭養育の修復支援】

市町村 【子ども虐待発生に至る危険性のある家庭養育など子ども虐待の発生予防、未然防止のための指導・支援】

### ○児童相談所の機能分化等について

- ・介入と支援は並行して進める必要があり、介入機能を分けて、現状で都道府県として新たな機関を設置することには反対である。
- ・虐待対応件数、管轄地域の面積、法的対応件数、夜間休日の通告状況等が大きく異なるため、全国一律の組織の在り方を示すことは難しいと考える。市町村と児童相談所の双方向のマネジメントが必要であることから、法の求める役割分担や連携が進む方向性を示すことが重要である。
- ・介入指導的ソーシャルワーク（緊急介入から保護、法的対応に至る）の展開力の蓄積が、まづもって急務である。
- ・365日24時間対応とワークライフバランスを考えた組織体制を計画的に検討する必要がある。
- ・平成28年度整備した、機能（介入と支援）分化した組織体制状況【別紙1参照】
- ・平成30年度に体制強化した際の状況【別紙2参照】

## ○虐待通告窓口の一元化について

現状、通告窓口は児童相談所と市区町村の二つになっており、受理された通告は、アセスメントにより双方向の事案送致により振り分けられている現状である。また、市区町村には、関係機関から既に虐待相談や通告が増えてきていること、所属機関（学校、保育所等）の情報や母子保健情報等が集約されてきており、その流れを遮断することによる弊害にも十分目を向ける必要がある。

現在、児童相談所が市町村の持つ情報（所属情報・相談歴など）にアクセスできるような仕組みについても鋭意検討を進めているところ。また制度設計にあたっては、対象機関を限定せず十分な調査が実施できるよう、まずもって調査に関する権限規定を設けていただきたい。

また、ここ 10 年あまり市町村が通告受理機関として対応してきたことから、リスク・ニーズ・リミットアセスメントを児童相談所と協働で進める土台が培われてきたと考える。

## ○児童福祉司の任用要件について

- ・児童相談所児童福祉司の経験年数が 10 年以上の職員については、何らかのインセンティブを付与し、職員体制の強化につなげたいところ。
- ・都道府県全体として、専門職採用を進める必要がある。

### 虐待対応課

- 虐待ケース担当(在宅、入所、委託)
- 虐待通告の受理、安全確認、一時保護の緊急対応をしながら、施設入所、里親委託児童の育成支援や家族再統合、法的対応にかかる書類作成等を行う
  - ⇒ 夜間休日を含む365日24時間の通告受理体制をしく中、常時スタンバイ状態であり繁忙
  - ⇒ 集中力を常に維持し、初期アセスメントを迅速かつ的確に行い続けることは困難
  - ⇒ 死亡事案、重症事案再発がリスクが高まる

### 再編

### 地域相談課

- 相談ケース担当(在宅、入所、委託)
- 障がい相談、非行相談等の中にもリスクの高いケースが多い
  - ⇒ 虐待対応課のように複数対応の体制になくSVが不十分
  - ⇒ 初期アセスメントが不十分で事後対応に追われることもある
  - ⇒ 在宅ケースの対応におわれ、施設入所・里親委託ケースの対応と施設・里親支援が十分にできていない
    - 家族再統合の遅れ、措置児童の不適応行動への対応の遅れ
    - 施設入所の長期化 (家庭引取りが進まない)
    - 被措置児童等虐待発生者のリスクが高まる

### 相談対応課

- 在宅ケース担当
- 24時間365日、受理する全ての通告・相談に対し、常に確かつ迅速なアセスメント・対応を行う
  - ⇒ 初期アセスメントを充実、強化
  - ⇒ 初期対応を迅速化、強化
  - ⇒ 複数対応、SV体制の強化

初期アセスメント・初期対応の終了

○ 在宅ハイリスクケースの支援・リスクマネジメントの継続。

○ 通所指導、家庭訪問等による直接確認の継続。

○ 要保護児童対策地域協議会に要保護児童として登録し、関係機関による間接確認の継続。

○ 状況の変化があれば、即リスクを見直し、対応方針を見直す。

### 育成支援課

- 入所、委託ケース担当
- 施設入所、里親委託児童の育成支援を専門特化し、機能強化。
  - 施設入所、里親委託児童の権利擁護
- 施設入所、里親委託児童の家族再統合支援を専門特化し、機能強化。
  - 家族の状況に合わせた家族再統合プログラムの実施
  - ニーズがあるケースへの心理ケア、医療ケア

# 児童相談支援体制の強化に向けて インターネット機能導入

別紙1-2

## 28年度の取り組み

全相談ケース初期アセスメントを実施



どうだったか

## インターネット機能の導入

- ①潜在的な虐待リスクの精査
- ②心理アセスメントの実施強化
- ③インターネット部門を全センター設置
- ④児童福祉司と児童心理司によるインターネット実施

## インターネット機能導入による変化

(未精査ですが)

- 集中的なアセスメント実施による迅速化効率化
  - 虐待以外の相談においても潜在的なリスクを精査しアセスメント実施が進む
  - インターネット部門で対応完結が進む
  - 要保護性への着目
- \* 今後は一時保護所での初期アセスメント（行動診断）の機能強化が望まれる。

## 大阪府の子ども虐待対応に係る組織の変遷について

別紙 1-3

年度	虐待対応件数
H12	2,365
H13	2,488
H14	2,782
H15	4,349
H16	3,885
H17	3,195
H18	2,997
H19	2,995
H20	3,270
H21	4,820
H22	5,711
H23	6,079
H24	6,509
H25	7,874
H26	10,427
H27	10,118
H28	11,306
H29	

  

<p>H12 児童虐待危機介入援助チーム設置 虐待対応総括主査 配置</p> <p>H13 虐待対応課の創設、次長兼虐待対応課長の配置</p> <p>H14 保健師の配置 DVC 機能付加</p> <p>H18 夜間休日虐待通告専用電話設置</p> <p>H23 警察官 OB 配置開始</p> <p>H27 当直体制の導入</p> <p>H28 3年間の議論を経て、現組織体制とする (H23～28の間に職員 50人増)</p> <p>H30 安全確認業務の一部並びに、電話相談業務の外部委託 当直体制の強化（常勤職員に加え警察官 OB の配置）</p>
--

## 市町村支援コーディネーターの配置

### 〇市町村支援コーディネーター配置の背景

H30. 4. 1～

平成28年改正児童福祉法において、市町村と都道府県の責務が明確化された。

市町村：基礎的な地方公共団体として、児童の身近な場所における支援業務を行う。  
 都道府県：市町村に対する必要な助言及び適切な援助、専門的な知識・技術や広域的対応が必要な業務を行う。

さらに児童相談所から市町村への事案送致（法26条）及び指導委託（法27条）が新たに法定化された。  
 ⇒法改正の趣旨をふまえ、事案送致や指導委託を的確に進め、役割分担を進めていくことが必要。

### 〇市町村支援コーディネーター配置の目的

各子ども家庭センターに1名配置し、市町村に対する必要な助言及び適切な援助、府・市町村間の広域的な調整等を行うことにより、府・市町村間における重症度による速やかなケースの受渡し（双方向の事案送致）、市町村への指導委託等、機能による役割分担を進め、妊娠期からの切れめのない相談対応・支援を可能とする体制を確立し、地域における子どもと家庭への支援を充実させていく。

### 〇市町村支援コーディネーターの位置づけ

市町村への調査や事案送致等を多く取り扱う相談対応課のインテーク部門に配置。

### 〇市町村支援コーディネーターの実務

【個別支援】各市町村の児童相談体制や協議会の運営状況、関係機関との連携状況等の現状を確認した上で、府として必要な助言及び適切な援助ができる部分を検討の上、個別支援メニューを組み合わせ実施。

※支援メニュー例 ・要保護児童対策地域協議会運営方法への助言～管理規模の適正化によるセーフティネットの強化。  
 ・虐待通告対応力の向上～事案送致の対応範囲を拡大し、役割分担を推進。

【子ども家庭センター、市町村間の事案送致等の調整】事案送致や指導委託ケース（それぞれ措置解除ケースも含む）を把握し、市町村との全体的な調整業務を行う。（ex. 面前DVケースの事案送致にかかる調整業務・実務等。）

【全体調整】各センターで管内市町村の連絡会議を開始し、現状や課題の共有を図り各市町村の取り組み促進につなげる。

## 家庭移行推進担当の配置～3歳未満の家庭引取・養子縁組・里親委託の推進～

### 早期の家庭引取に向けた重層的な支援と調整

H30. 4. 1～

#### 〇進捗管理：

3歳未満の措置児童を担当し、概ね月1回程度、現状の課題と今後の方向性を確認し家庭移行を推進

#### 〇親子支援：

子育てへの意欲回復に向けてエンパワメントしながら、家庭引取りに向けて支援  
 児童心理司や関係機関と連携して子ども・保護者のアセスメントを行い、  
 保護者が子どもの発達等を踏まえて望ましい養育スキルを身につけられるよう支援  
 家庭引取りに向けた親子交流を段階的に進め、各段階における目標を設定し、達成度を評価  
 →子どもと保護者が安心して家庭引取りが目指せるよう支援

#### 〇調整機能：

家庭引取りを受け入れる地域の関係機関による見守り（要対協との連携）  
 市町村の子育て支援サービスの案内や調整、連携

### 家庭引取りが見込めない場合には、養子縁組を検討

〇児童のパーマネンシー保障の観点から、（特別）養子縁組制度を検討

〇保護者の意向が子どもの福祉に反すると判断される場合には、養子縁組里親への委託にあたり、法的対応も含めて検討

### 長期にわたって社会的養護が必要と見込まれる場合には、里親委託等の検討を優先

〇保護者に対して、はぐくみホームやファミリーホームについて、家庭訪問や面接等により説明を繰り返し行う

→保護者が正しく理解した上で、里親委託等に同意できるよう支援

〇同意が得られないまま連絡が取れない保護者については、定期的な状況調査を行う

→同意が得られるよう積極的な働きかけ

〇家庭養護への誤った理解によって里親委託の同意が得られない保護者に対しては、丁寧で粘り強い説明と支援を行う

3歳未満の措置児童について (H28度)	
〇新規措置児童	109人
乳児院入所	60人
<b>里親委託</b>	<b>49人</b>
〇措置解除児童	127人
児童養護へ措置変更	40人
<b>家庭引取</b>	<b>36人</b>
<b>養子縁組成立</b>	<b>12人</b>
<b>里親委託</b>	<b>26人</b>

ココを  
増やす

ココを  
増やす